

社会保険労務士法の一部を改正する法律案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

社会保険労務士法（昭和四十二年法律第八十九号）（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 社会保険労務士試験等（第八条 第十四条）</p> <p>第二章の二 第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会（第二十五条の二十六 第二十五条の五十）</p> <p>第五章 附則（略）</p> <p>（社会保険労務士の業務）</p> <p>第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 一の三（略）</p> <p>一 の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十四条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。</p> <p>一 の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づき都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行つ個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争）（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 社会保険労務士試験（第八条 第十四条）</p> <p>第二章の二 第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会（第二十五条の二十六 第二十五条の四十九）</p> <p>第五章 附則（略）</p> <p>（社会保険労務士の業務）</p> <p>第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 一の三（略）</p> <p>一 の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんについて、紛争の当事者を代理すること（以下「あつせん代理」という。）。</p>

紛争」といつ。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一 六 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百六十八条第一項に定める額を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。）であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができること認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

二 （略）

三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

2 | 前項第一号の四から第一号の六までに掲げる業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、第十四条の十一の三第一項の規定による付記を受けた社会保険労務士（以下「特定社会保険労務士」という。）に限り、行うことができる。

3 | 紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。

一 第一項第一号の四のあつせんの手続及び調停の手続、同項第一号の五のあつせんの手続並びに同項第一号の六の厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続（以下この項において「紛争解決手続」という。）について相談に応ずること。

二 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。

三 紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること。

4 | 第一項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給

二 （略）

三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること（労働争議に介入することとなるものを除く。）。

2 | 前項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付

付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

一〜八 (略)

九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士若しくは会計士補の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

## 第二章 社会保険労務士試験等

(紛争解決手続代理業務試験)

第十三条の三 紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

2 厚生労働大臣は、紛争解決手続代理業務試験をつかさどらせるため、紛争解決手続代理業務に関し学識経験を有する者のうちから紛争解決手続代理業務試験委員を任命するものとする。ただし、次条の規定により連合会に同条に規定する代理業務試験事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

第十三条の四 厚生労働大臣は、連合会に紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「代理業務試験事務」という。)を行わせることができる。

第十三条の五 第十条の二第二項及び第十二条から第十三条の二までの

及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

一〜八 (略)

九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士若しくは会計士補の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

## 第二章 社会保険労務士試験

規定は、紛争解決手続代理業務試験及び代理業務試験事務について準用する。

(試験に関する省令への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(紛争解決手続代理業務の付記の申請)

第十四条の十一の二 社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記(以下「紛争解決手続代理業務の付記」という。)を受けようとするときは、氏名その他厚生労働省令で定める事項を記載した付記申請書を、紛争解決手続代理業務試験に合格したことを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

(紛争解決手続代理業務の付記)

第十四条の十一の三 連合会は、前条の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該社会保険労務士の登録に紛争解決手続代理業務の付記をしなければならない。

2 連合会は、前項の規定により社会保険労務士名簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が特定社会保険労務士である旨の付記をした社会保険労務士証票(以下「特定社会保険労務士証票」という。)を交付しなければならない。

3 前項の規定により特定社会保険労務士証票の交付を受けた社会保険労務士は、遅滞なく、社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。

(紛争解決手続代理業務の付記の抹消)

第十四条の十一の四 連合会は、紛争解決手続代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明した

(試験に関する省令への委任)

第十四条 この章及び第四章の三に規定するもののほか、受験手続、社会保険労務士試験委員その他社会保険労務士試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

ときは、当該付記を抹消しなければならない。

- 2 第十四条の九第二項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。

(紛争解決手続代理業務の付記の公告)

第十四条の十一の五 第十四条の十一の規定は、紛争解決手続代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。

(特定社会保険労務士証票の返還)

第十四条の十一の六 特定社会保険労務士の紛争解決手続代理業務の付記が抹消されたときは、その者は、遅滞なく、特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。

- 2 連合会は、前項の規定により特定社会保険労務士証票が返還されたときは、遅滞なく、社会保険労務士証票を同項の者に再交付しなければならない。

(社会保険労務士証票等の返還)

第十四条の十二 社会保険労務士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。社会保険労務士が第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

- 2 連合会は、前項後段の規定に該当する社会保険労務士が、当該処分に係る業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目)

第十四条の十三 この章に規定するもののほか、社会保険労務士の登録に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(社会保険労務士証票の返還)

第十四条の十二 社会保険労務士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。社会保険労務士が第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

- 2 連合会は、前項後段の規定に該当する社会保険労務士が、当該処分に係る業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、社会保険労務士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目)

第十四条の十三 この章に規定するもののほか、登録の手続、社会保険労務士名簿、登録のまつ消、社会保険労務士証票その他登録に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(依頼に応ずる義務)

第二十条 開業社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼（紛争解決手続代理業務に関するものを除く。）を拒んではならない。

(業務を行えない事件)

第二十二條 社会保険労務士は、国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行つてはならない。

(依頼に応ずる義務)

第二十条 開業社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼（あつせん代理に関するものを除く。）を拒んではならない。

(業務を行えない事件)

第二十二條 社会保険労務士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱った事件

五 社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

六 社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

2 | 特定社会保険労務士は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 紛争解決手続代理業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 紛争解決手続代理業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士としてその業務に従事していた期間内に、その開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が、紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

五 開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士としてその業務に従事していた期間内に、その開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

## 第二十三条 削除

(不正行為の指示等を行った場合の懲戒)

第二十五条の二 厚生労働大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができるとができる。

2 (略)

(設立)

第二十五条の六 社会保険労務士は、この章の定めるところにより、社

(労働争議に対する不介入)

第二十三条 開業社会保険労務士は、法令の定めによる場合を除き、労働争議に介入してはならない。

(不正行為の指示等を行った場合の懲戒)

第二十五条の二 厚生労働大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理若しくはあつせん代理をしたとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができるとができる。

2 (略)

(設立)

第二十五条の六 社会保険労務士は、この章の定めるところにより、社

会保険労務士法人（第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる業務を組織的に行うことを目的として、社会保険労務士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（業務の範囲）

第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第二条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部

二 紛争解決手続代理業務

2 紛争解決手続代理業務は、社員のうち特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限り、行うことができる。

（業務を執行する権限）

第二十五条の十五（略）

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、前項の規定にかかわらず、特定社会保険労務士である社員（以下「特定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

（法人の代表）

第二十五条の十五の二 社会保険労務士法人の社員は、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に紛争

会保険労務士法人（第二条に規定する業務を組織的に行うことを目的として、社会保険労務士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（業務の範囲）

第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

（業務を執行する権限）

第二十五条の十五（略）



解決手続代理業務について社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

(社員の責任)

第二十五条の十五の三 社会保険労務士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に関し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員については、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前項本文に規定する債務についての社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 商法第九十三条の規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。

(紛争解決手続代理業務の取扱い)

第二十五条の十六の二 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては

、紛争解決手続代理業務を取り扱うことができない。

(特定の事件についての業務の制限)

第二十五条の十七 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受け賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 紛争解決手続代理業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 紛争解決手続代理業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第二十二号各号に掲げる事件又は同条第二項各号に掲げる事件として社員の半数以上の者がその業務又は紛争解決手続代理業務を行つてはならないこととされる事件

(業務の執行方法)

第二十五条の十九 社会保険労務士法人は、社会保険労務士でない者に第二号第一項第一号から第一号の三まで及び第二号に掲げる事務を行わせてはならない。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士でない者に紛争解決手続代理業務を行わせてはならない。

(社会保険労務士の義務等に関する規定の準用)

第二十五条の二十 第一条の二、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条の二、第二十五条の三十及び第二十五条の三十六の規定は、社会保険労務士法人について準用する。

(特定の事件についての業務の制限)

第二十五条の十七 社会保険労務士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第二十二号各号に掲げる事件として社員の半数以上の者が業務を行つてはならないこととされる事件

(業務の執行方法)

第二十五条の十九 社会保険労務士法人は、社会保険労務士でない者に第二号第一項第一号から第二号までに掲げる事務を行わせてはならない。

(社会保険労務士の義務等に関する規定の準用)

第二十五条の二十 第一条の二、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の三十及び第二十五条の三十六の規定は、社会保険労務士法人について準用する。

(民法の準用等)

第二十五条の二十五 (略)

2・3 (略)

4 商法第七十七条から第七十九条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、社会保険労務士法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)並びに第八十七条から第九十二条までの規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替えるものとする。

6~8 (略)

(連合会)

第二十五条の三十四 (略)

2 連合会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試験事務を行うことを目的とする。

(代理業務試験事務への試験事務に関する規定の準用)

第二十五条の四十五の二 第二十五条の四十から前条までの規定は、代理業務試験事務について準用する。この場合において、第二十五条の四十一第一項中「社会保険労務士試験の」とあるのは「紛争解決手続代理業務試験の」と、「社会保険労務士試験委員」とあるのは「紛争解決手続代理業務試験委員」と読み替えるものとする。

(一般的監督等)

第二十五条の四十九 (略)

2 厚生労働大臣は、試験事務又は代理業務試験事務の適正な実施を確

(民法の準用等)

第二十五条の二十五 (略)

2・3 (略)

4 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、社会保険労務士法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)並びに第八十七条から第九十二条までの規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替えるものとする。

6~8 (略)

(連合会)

第二十五条の三十四 (略)

2 連合会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務を行うことを目的とする。

(一般的監督等)

第二十五条の四十九 (略)

2 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要がある

保するため必要があると認めるときは、連合会に対し、試験事務又は代理業務試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 (略)

(社会保険労務士会及び連合会に関する省令への委任)

第二十五条の五十 この章に規定するもののほか、社会保険労務士会及び連合会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第十四条の二第一項の規定による登録を受けた者

二 四 (略)

五 第二十五条の四十二第一項(第二十五条の四十五の二において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 (略)

2 (略)

別表第一(第二条関係)

一 二十の十八 (略)

二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

二十の二十一 三十三 (略)

と認めるときは、連合会に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 (略)

第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 虚偽その他不正の手段により社会保険労務士の登録を受けた者

二 四 (略)

五 第二十五条の四十二第一項の規定に違反した者

六 (略)

2 (略)

別表第一(第二条関係)

一 二十の十八 (略)

二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)

二十の二十一 三十三 (略)

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

改 正 案

現 行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項

課税標準

税 率

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項

課税標準

税 率

一〇二十二（略）

一〇二十二（略）

二十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

二十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。

一〇七の五（略）  
七の六 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録  
イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録  
ロ 社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記  
八〇十八（略）

（略）  
登録件数  
申請件数  
（略）

（略）  
一件につき三万円  
一件につき五千円  
（略）

一〇七の五（略）  
七の六 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録  
八〇十八（略）

（略）  
登録件数  
（略）

（略）  
一件につき三万円  
（略）

二十四、五十四 (略)

二十四、五十四 (略)

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>附 則            （社会保険労務士法の一部改正）            第二十五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。            別表第一第二十七号を次のように改める。            二十七 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号、            第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二の規定に限る。）</p>	<p>附 則            （社会保険労務士法の一部改正）            第二十五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。            別表第一第二十七号を次のように改める。            二十七 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号、            附則第五条の二の規定に限る。）</p>